

令和6年8月2日

各位

全東栄信用組合  
理事長 高橋正次

### 不祥事件の発生について

この度、当組合におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関におきまして、このような不祥事件を発生させ、日頃から当組合を信頼し、お取引をいただいておりますお客様や組合員の皆様に対しまして、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は再発防止に向け、役職員一丸となって、法令等遵守態勢の一層の充実強化に取り組むとともに、皆様の信頼回復に努めてまいります。

#### 1. 事件の概要

発生店舗	舎人支店
事故者	元職員（渉外係長、50代男性）
発生期間	令和6年1月～令和6年3月（3カ月間）
事故金額	5,369,911円（お客様の被害は確認されておりません。）
事故の内容	事故者は、担当していた事業を営むお客様に対して、自己判断により個人の資金（自己資金）を貸し付ける行為（総額5,300,000円）を行いました。金融機関の役職員がその地位を利用して自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るために行う貸し付け行為は、出資法で禁止されている「浮貸し」に該当します。また、当該お客様に対する登記費用と個人ローンの利息の不適切な補てん（69,911円）を行いました。
事故発覚日	令和6年3月28日（木）

#### 2. お客様への対応

今回の事件につきましては、自らが用意した資金をお客様に貸し付け並びに登記費用と個人ローンの利息の補てんを行ったものであり、当組合および事故者が担当していたお客様の財産についての被害は確認されておりません。

#### 3. 関係機関への届け出等

事件発覚後、法令に基づき監督官庁に届け出を行うとともに、警察への相談を行いました。

#### 4. 事故者および関係者の処分

当該元職員は、令和6年5月24日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、関係する役職員につきましては、管理・監督責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を実施いたしました。

## 5. 今後の対応について

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等遵守態勢の確立に取り組んでおりますが、今回の不祥事を厳粛に受け止め、コンプライアンス意識の一層の醸成と引き続き内部管理態勢の充実強化に努め、再発防止に役職員一同全力で取り組んでまいります。

### 【本件に対するお問い合わせ】

全東栄信用組合 総務部

電話番号 03-3986-0177

受付時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日を除きます）

以上